

やまと得々ミニ情報

第 81 号 2003 年 4 月 1 日

大和木材株式会社

〒891-1104 日置郡郡山町油須木 1299-1 番地

Tel 099-245-7048 Fax 099-245-7058

URL ; <http://www.synapse.ne.jp/~yamato-kk/>

Eメール ; yamato-kk@po.synapse.ne.jp

改正基準法でシックハウス対策はどうなる！

前号で7月1日施行のシックハウス対策について簡単にお知らせしましたが、その後の内容について具体的になってきたことを少しお知らせいたします。

今回の基準改正は強制法として居室のある建築物が全て対象となっています。従って、これに違反した場合は罰金 30 万円が科せられます。設計も施行も負担が増加する事は間違いがありません。また地場の工務店さんたちの独壇場であった増改築についても確認申請が必要な場合には新築と同等に扱われることになり、資料作りの負担が中小工務店には大きな負担となるでしょう。

では、法律でいっている居室とはどういうものなのでしょう？ 住宅等と住宅等以外の建物の居室では規制内容が異なりますが、人が継続的に存在している部屋全体を指しており、トイレ、浴室、廊下、倉庫などは含まれません。また内装材とは壁・床・天井・及びこれらの開口部に設ける建具の室内に面する部分の表面に使われる材料のことで壁紙等を貼るボード等も含まれます。構造用合板や野地用合板も天井裏や床裏からホルマリンが居室に入ると困ることから以下のいずれかの方法で対処する必要があります。①第3種以上のものを使用する。②外気と天井裏を換気する。③天井裏と居室の間に省エネ法と同等以上の気密層を設けるか、間仕切壁と天井及び床との間に通気止めを設ける。

換気設備の設置については隙間相当面積(C値)15 cm²/m²以上の気密性の低い住宅以外では設置が義務化されており、木材等(仕上制限のないF☆☆☆☆相当建築材料)を使った場合でも同じです。

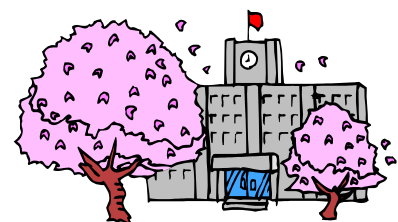
内装仕上げの制限

ホルムアルデヒドの 発散速度	告示で定める建築材料		大臣認定を受けた建築材料	内装の仕上げ制限
	名称	対応する規格		
0.005 mg/m ² h 以下		JIS、JAS の F☆☆☆☆	第 20 条の 5 第 4 項の認定	制限なし
0.005 mg/m ² h 超 0.02 mg/m ² h 以下	第 3 種ホルムアルデヒド発散建築材料	JIS、JAS の F☆☆☆ (旧 E0、Fc0)	第 20 条の 5 第 3 項の認定 (第 3 種ホルムアルデヒド発散建築材料)	使用面積を制限
0.02 mg/m ² h 超 0.12 mg/m ² h 以下	第 2 種ホルムアルデヒド発散建築材料	JIS、JAS の F☆☆ (旧 E1、Fc1)	第 20 条の 5 第 2 項の認定 (第 2 種ホルムアルデヒド発散建築材料)	
0.12 mg/m ² h 超	第 1 種ホルムアルデヒド発散建築材料	JIS、JAS の F☆ (旧 Fc2) 無等級		使用禁止

使用面積の制限については別途計算式があります。

【情報】 「地産地消」住宅でも 去る3月15日付け南日本新聞にておりましたが、県産材の低迷に苦しんでいる県内林家や木材業、建設業をバックアップする為に県は地域の木材を使った地産地消型の住宅作りを推進すると発表しました。日置郡内でもこれに呼応してグループ作りが始まりました。県内で育った木を地元の製材所やプレカット工場、工務店が協力して安心安全な家づくりをしようと張り切っています。宜しくお願いします。

【定休日】 4月は5, 6, 12, 13, 19, 20, 26, 27日となります
5月は3, 4, 5, 11, 17, 18, 24, 25日となります
ご協力お願いします。



(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)